

## 新ひだか町告示第 47 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和3年度において、新ひだか町が発注する物品購入及び役務の提供の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

なお、本告示は新規申請及び新規業種への申請のみを対象とするものであり、現資格者が新規業種を追加するための申請については、当該業種の追加のみを対象とする。

令和2年10月26日

新ひだか町長 大野 克之

### 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

#### 第1 資 格

##### 1 基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

（1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）次に掲げる税を滞納している者でないこと。ただし、以下の税のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項に規定によりその納税を猶予されたもの、又は、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。

ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）

イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）

ウ 市区町村民税（住民税等）

（4）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（5）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

##### 2 契約の種類による資格要件

資格の種類ごとの競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

#### (1) 物品購入に係る契約

##### ア 自動車購入

(ア) 令和2年10月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

##### イ 施設燃料購入

(ア) 施設燃料の油種を販売するにおいて必要な石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条に基づく石油販売業の届出をしていること。

(イ) 令和2年10月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

##### ウ 自動車燃料購入

(ア) 自動車燃料の油種を販売するにおいて必要な石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条に基づく石油販売業の届出をしていること。

(イ) 揮発油を販売するにおいては、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条に基づく揮発油販売業者の登録を受けていること。

(ウ) 新ひだか町内に給油所を有し、新ひだか町の公用車であることの証明書等を提示することにより、給油所の社員が給油（危険物の規則に関する政令（昭和34年政令306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）を行うことともに、給油時に納品書を発行し、運転者への引渡しに応じられること。

(エ) 令和2年10月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

#### (2) 役務の提供に係る契約

##### ア 警備業務

(ア) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

(イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

##### イ 建築物清掃等業務

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号から第8号いずれかの登録を受けていること、又は、過去5年間（平成27年10月1日以降）に官公庁発注の建築物清掃等業務を元請けとして履行した実績を有していること。

(イ) 清掃員が従業員（パート職員を含む。）の中に常時5人以上いること。

(ウ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

##### ウ 電気保安管理業務

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者が、従業員の中にいること。

(イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

##### エ 消防設備点検業務

(ア) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6の規定による消防設備士又は同法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定による消防設備点検資格者（有効期限内の者に限る。）が、従業員の中にいること。

(イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

## オ 地下タンク等点検清掃業務

- (ア) 一般財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規程に基づく地下タンク等定期点検事業者認定を受けていること。
- (イ) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）又は一般財団法人全国危険物安全協会実施の地下タンク等定期点検技術者講習修了証を受けているもの（講習修了証の有効期限内のものに限る）が、従業員の中にいること。
- (ウ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

## カ 昇降機保守点検業務

- (ア) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の規定による昇降機等検査員資格者が、従業員の中にいること。
- (イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

## キ 自動ドア設備保守点検業務

- (ア) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条第2項に規定する自動ドア施工に関する技能士の資格を有する者が、従業員の中にいること。
- (イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

## ク 特定建築物等定期報告業務

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士、又は同法第2条第3項の規定による二級建築士、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する、建築物調査員資格者証の交付を受けている者、又は同法第12条第3項に規定する建築設備等検査員資格者の交付を受けている者が従業員の中にいること。
- (イ) 令和2年10月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

## 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が（1）に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- （1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- （2）企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有するものである者が構成員の過半数を占めているとき。

## 4 審査基準日 令和2年10月1日

## 第2 資格審査の申請の時期、方法等

### 1 申請の時期及び方法

- （1）申請の時期及び提出方法は次のとおりとする。ただし、（3）から（5）に掲げる者は、この限りではない。また、下記の受付期間のうち、土・日曜日及び祝日は除きます。

受付期間 令和2年10月27日（火）から令和2年11月17日（火）まで  
受付時間 9時00分～11時30分、13時00分～16時30分  
提出方法 **持参又は郵送のみとする。**

**メール等の電子申請は認めていません。**

- (2) 新ひだか町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

## 2 提出先

- (1) 資格審査の申請は、あらかじめ指定された申請書及び添付書類を提出する。

ア 持参による受付期間の場合

申請書類提出先 総務部契約管財課

(受付会場～新ひだか町役場静内庁舎2階 契約管財課窓口)

イ 郵送による受付期間の場合

郵送先 郵便番号056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場総務部契約管財課管財グループ

郵送の方法は、簡易書留、レターパック等で配達記録が確認できるもののみとする。

## 第3 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、当該資格の種類に係る令和3年度において、新ひだか町が発注する物品購入及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に登載される。

## 第4 資格審査結果の通知等

資格審査の結果は、競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

## 第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和3年度とする。

## 第6 資格の喪失

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) その他第1の1（第1の1の（3）に規定する資格要件は除く。）、2（第1の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件は除く。）又は3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

## 第7 資格審査の再申請

### 1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者であるものに限る。）を変更したもの
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したもの

### 2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2の2に定める提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書及び添付書類を速やかに提出しなければならない。

## 第8 資格申請内容の変更

### 1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

### 2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、変更届及び添付書類を提出しなければならない。

## 第9 資格の辞退（喪失）届出

### 1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき

### 2 辞退（喪失）届出の方法

辞退（喪失）の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、辞退（喪失）届及び添付書類を提出しなければならない。